

さし網漁業（短期）の制限措置

愛知県漁業調整規則（令和2年県規則第71号）第4条第1項第6号に規定するさし網漁業のうち共同漁業権漁場区域において船舶を使用してきす流網によりきすをとることを目的とする漁業及び三枚網により行う漁業（規則第15条第2項の規定に基づく短期許可の漁業に限る。）につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置

- (1) 漁業種類は三枚網漁業及びきす流網漁業とする。
- (2) 許可をすべき船舶の数は許可の要望があった範囲内、船舶の総トン数は0.5トン以上5トン未満であって許可証に記載された総トン数とする。
- (3) 推進機関の馬力数の制限は定めず許可証に記載された馬力数とする。
- (4) 操業区域は第1種共同漁業権漁場区域とする。
- (5) 漁業時期は1年未満とする。
- (6) 漁業を営む者の資格は次のいずれにも該当する者とする。
 - ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者。
 - イ 操業区域となる第1種共同漁業権の行使資格を有する者。
 - ウ 操業区域となる第1種共同漁業権者の承諾を予め受けた者。